

「札幌市本庁舎構内電話機及び付帯設備2」に関する質問と回答

番号	受付日	質問内容	回答内容	回答日	備考
1	令和3年12月21日	<p>(1)落札した場合、契約保証金の免除は可能か。</p> <p>(2)仕様書、6保守・故障対応及び7特記事項(1)はメーカー等に委託することは可能か。</p> <p>(3)本件が終了となった場合、撤去、処分等にかかわる費用は受注者は一切負担しない認識でよいか。</p>	<p>(1)入札告示及び入札説明書のとおり、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがあります。</p> <p>(2)いずれもメーカー等への委託は可能です。</p> <p>(3)借受満了後における機器の撤去は、本業務には含まれておりません。借受満了後は、機器を受注者へ返却いたします。</p>	令和3年12月22日	
2					
3					